

納期限

今月の納期限は9月1日(月)です

- ◇市・県民税(2期)
- ◇国民健康保険税(2期)
- ◇後期高齢者医療保険料(2期)
- ◇介護保険料(8月分)

くらしの相談

◇心配ごと相談

時 毎週水曜日
13:00~16:00

場 福祉センター3階
問 御坊市社会福祉協議会
☎0738-22-5490
FAX0738-22-9991

◇人権相談

時 8月15日(金)
10:00~15:00

場 福祉センター3階
問 和歌山地方法務局 御坊支局
☎0738-22-0335

※人権相談は、法務局において
常時受け付けています。

◇御坊・日高常設法律相談所

時 毎週木曜日
13:30~16:00

場 財部会館
問 和歌山弁護士会
☎073-422-5005

※事前予約が必要です。

※30分で5,000円程度の相談
料が必要です。

◇行政相談

時 8月20日(水)
13:00~15:00

場 福祉センター3階
問 市民環境課
☎0738-23-5500
FAX0738-24-3255

※行政相談委員が相談に応じます。

8月中に提出を！ 児童扶養手当「現況届」

児童扶養手当とは、父または母と生計が同じでない児童に対して、生活の安定と自立を図るため、手当を支給する制度です。

児童扶養手当の現況届の提出がないと、引き続き児童扶養手当を受けることができません。

また、2年間提出がない場合は、受給資格がなくなりま

すのでご注意ください。

対 次のいずれかにあてはまる児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいのある児童)を養育している父や母、または父母に代わって養育している方

①父母が婚姻を解消した後、父または母と別れて生活し

ている児童

②父または母が死亡した児童の状態で一定の障がい

③父または母が一定の障がい

④父または母の生死が明らかでない児童

⑤父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

※この他にも支給要件があります。また、支給に関して所得制限等があります。

※所得制限により手当が全部停止になっている方も届出が必要です。

現況届提出期間
8月1日(金)~29日(金)
8時30分~17時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

※8月1日(金)、13日(水)は19時まで受け付けます。

申・問 こども支援課
☎0738・52・5033
FAX0738・52・5108

ひとり親家庭医療費 受給資格証の更新申請について

現在お持ちの「ひとり親家庭医療費受給資格証」の有効期間は、令和7年10月31日までとなっています。11月以降引き続き、または新たにひとり親家庭医療費の支給を受けるためには、申請手続きが必要です。

7月下旬に案内及び申請書を送付していますので、対象となる方の健康保険証(または保険資格情報のわかる書類)など必要書類を添え、8月中に手続きを行ってください。

なお、手続きが完了しない場合は、11月以降の受給資格は発生しませんのでご注意ください。

問 こども支援課
☎0738・52・5033
FAX0738・52・5108

老人医療費助成制度の 新しい受給者証について

老人医療費助成制度の新しい受給者証を送付しています。お手元に届いていない場合は、保険年金課までお問い合わせください。

新しい受給者証の発行にあたって書類の提出等が必要な方には、6月末に郵送でお知らせしています。手続きが完了していない場合は、受給者証の発行はしていません。

また、世帯全員の前年1年間の収入状況等から新たに対象となる可能性がある方も、保険年金課までお問い合わせください。

問 保険年金課
☎0738・23・5530
FAX0738・24・2890

本人通知制度を ご存じですか？

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付したとき、事前登録者に対して交付した事実を通知する制度です。

住民票の写しなどの不正請求の抑止と早期発見に大きな効果が見込まれます。大切な個人情報を守るために登録ください。

なお、登録した方の住民票の写しや戸籍謄本などの交付を差し止める制度ではありません。

詳しくは、市民環境課までお問い合わせください。

問 市民環境課
☎0738・23・5500
FAX0738・24・3255